

業 務 速 報

NO. 1389
2024. 9. 14
J R 東海労働組合
発行 淵上 利和
編集 斉藤 孝紀

社員の切実な要求全て拒否！ その場で再申し入れ！

2024年度労働協約改訂及び労働条件改善第7回団交

本部は9月13日、2024年度労働協約改訂及び労働条件改善に対する第7回団体交渉を開催しました。今団交では、会社より以下の回答が示されました。

しかし、社員の切実な要求でもあるJ R 東海労が申し入れた項目が何一つ解決されていません。本部は、その場で再申し入れを行いました。

【制度等の改正に関する事項】

1. フレックスタイム制の拡大
2. 移転休暇の分散付与
3. 看護休暇の対象拡大
4. 「配偶者」の定義拡大
5. 遺体等処置時の報労金（大型動物）の金額見直し
6. 家族用社宅への宅配BOX新設
7. 一般住宅補給金の支給対象拡大
8. 転勤に伴う移転費用の見直し

回答を受けての若干の議論

組合：移転休暇とは転勤の場合のみなのか。

会社：転勤に伴う引っ越しの荷物の搬出、搬入に2日間休みを付与するもので、連続2日だと搬出、搬入ができないことから、分割付与とした。

組合：社宅の廃止に伴う引っ越しは対象外なのか。

会社：検討中である。

組合：社宅の宅配BOX設置はすでに決まったところはあるのか。

会社：十数箇所ある。統廃合を予定している社宅や著しく入居率が低い社宅は対象外である。

組合：対象になっているところはどこか。

会社：主には津田沼、寺尾、静岡などで、設置されない方が多い。

組合：遺体処理の大型動物とは。

会社：鹿などである。

組合：1頭2,000円ということは、2人で処置した場合は1人1,000円になるのか。

会社：1人2,000円出す。

組合：育児休職を取る場合、職務乗車証が返納される。理由は何か。

会社：就労義務を解除しているからである。病気などの休職と同じ扱いになる。そもそも、所属がなくなる。

組合：社員だ。社員に対して職務乗車証があるのではないか。

会社：職務遂行のために必要な乗車証である。職務していないので、返納していただく。

組合：納得できない。職務乗車証があって何が問題なのか。柔軟性が必要だ。休職中、必要があって職場に行くときもある。いちいち、職場のインターホンで玄関を開けてもらうとか、通勤費もかかる。なぜ、手間がかかるようなことをするのか。改善せよ。

会社：意見は伺った。休職と同時に職務乗車証を停止する。お金を払っている以上、戻入は発生する。会社としては、職務乗車証の効力を停止している。日割り計算が発生する。

組合：職務していないと言っても、出産して実家に帰省する場合があるので、柔軟に使用できるようにすべきだ。優しさが無い。

会社：休職期間の長短の問題ではなく、休職という働くものから開放されるということである。通勤上必要なものは定期、通勤や業務に必要なものは職務乗車証を貸与している。業務に必要以外なものについては、一旦止めさせていただく。制度上、そうなっている

組合：制度を変えるべきだ。会社は何も腹が痛まない。冷たい、意地悪、虐めというのが職場の声だ。育休は良い制度だと思うが、不十分である。完璧な育児制度とせよ。

組合：子育て母親の社員の勤務だが、明けなどの時間帯を配慮すべきだ。現場でできることだ。制度の問題ではない。

会社：最近の傾向をみると、女性だけが育児を行っているわけではないとなる。

組合：条件がある社員に対してどうかということである。職場では「配慮してほしい」と声を出しているが、なかなか聞いてもらえないのだ実態だ。やむを得ず会社を辞めてしまう。配慮、努力をすべきだ。

会社：はい。今協約改訂交渉の議論を踏まえ、大きな視点で今後も考えていきたい。検討するものはして、成案ができ次第、提示していきたい。

組合：8点の制度改正が示されたが、JR東海労の要求は実現されていない。よって、この場で再申し入れを行う。

以上

回答にあたって

社員の皆さんが、日々、安全・安定輸送の確保や各種施策の推進等に尽力されていることに感謝します。さらに今年の夏は例年以上の酷暑に加え、地震や台風・大雨等の自然災害が発生しましたが、皆さんが系統を超えて、関係会社等とも協力し、お客様へのご案内や復旧作業等に尽力されたことについて、重ねて感謝いたします。

当社の経営状況については、令和6年度第1四半期の決算は東海道新幹線・在来線ともにご利用が順調に推移したこと増収・増益となったものの、当社を取り巻く経済状況や景気動向を踏まえると楽観視できない状況です。また、足元の第2四半期を見渡せば、度重なる自然災害が発生し、これらが当社に与える影響についても慎重に見極める必要があると考えています。

当社は、大きな変革期を迎えている中で、安全・安定輸送の確保を大前提にしながら、今まで以上に新しい発想・技術によってサービスの創出に挑戦することで「収益の拡大」に取り組むとともに、「業務改革」を引き続き強力で推進し、「経営体力の再強化」を図る必要があります。そのためには、「自由に考え、大いに議論し、粘り強くやり抜く」という企業文化を醸成し、過去のやり方に捉われることなく、「変革と挑戦」を重んじ、成果を出すべく力強く物事を進めていく必要があります。会社としては、社員の皆さんが能力を高め、それを最大限に発揮し、意欲高く、やりがいを持って働けるよう、環境を整えていくとともに、来年度には人事・賃金制度を改正します。

このような考え方のもと、本協約改訂交渉においても労使で議論を重ねた結果、フレックスタイム制の一部見直しや、休暇をはじめとした諸制度の改正等について、別紙のとおり回答することとしました。

また、別紙の内容に加えて、人材は最大の経営資源であり、社員を大切にすることは経営上、極めて重要なことであるとの原点に立ち、今回は特に、「変革と挑戦」に向けて、多様な社員がより安心感を持って、意欲高く働くための制度や環境の整備、具体的には「育児・介護・治療・転勤」といった分野についても精力的に議論を行いました。この間の交渉を通じて、「育児」については、子育て支援を更に拡充していくこと、その上で、扶養手当についても、ライフスタイルの多様化、少子高齢化への対応や女性活躍推進といった社会的要請も踏まえ、配偶者よりも子供に着目した手当のあり方を志向すべきこと、「介護・治療」については、介護や病気の治療を行いながら安心して業務に取り組むことができる環境を整備していくこと、「転勤」については、地域を跨ぐ異動に対する忌避感など働き方に関する意識の変化を踏まえ、調整手当の早期解消に加え、別居手当の支給方など転勤に伴う負担へ対応することなど、より良い制度や環境とするための方向性を議論することができたと考えています。今後はこの方向性に沿って、労使で議論を深めつつ、速やかに詳細な検討を進めていきます。

今後も引き続き、安全で快適なサービスを効率的に提供し「日本の大動脈と社会基盤の発展に貢献する」という経営理念をより高いレベルで実現するという当社の使命を果たし続けていきたいと思います。

以上

資 料 目 次

令和 6 年 9 月 13 日
人 事 部

【制度等の改正に関する事項】

1. フレックスタイム制の拡大
2. 移転休暇の分割付与
3. 看護休暇の対象拡大
4. 「配偶者」の定義拡大
5. 遺体等処置時の報労金（大型動物）の金額見直し
6. 家族用杜宅への宅配BOX新設
7. 一般住宅補給金の支給対象拡大
8. 転勤に伴う移転費用の見直し

フレックスタイム制の拡大

フレックスタイム制の取扱いについて、以下のとおり拡大する。

1 内容

(1) フレックスタイム制規程第10条第1項におけるフレキシブルタイムの始業時間帯を以下のとおり改める。

5時から11時まで

(2) 以下の箇所をフレックスタイム制の適用箇所とする。

- ① 新幹線鉄道事業本部 車両部車両課 浜松駐在
- ② 防災センター

2 実施期日

令和6年10月1日

移転休暇の分割付与

移転休暇について、以下のとおり変更し、分割付与を可能とする。

1 内容

就業規則第78条第1項第8号において規定する「1回に限り連続2日以内」を「1回に限り2日以内」に改める。

2 実施期日

令和6年10月1日

看護休暇の対象拡大

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正（令和7年4月1日施行）をふまえ、看護休暇に関する取扱いを以下のとおり拡大する。

1 内容

育児休業等規程第7章等で定められている看護休暇について、以下のとおり変更する。

- （1）名称を「看護等休暇」に変更する。
- （2）対象となる社員の範囲を「小学校3年生修了までの子を養育する社員等」に拡大する。
- （3）取得事由に、子の教育若しくは保育に係る行事（感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式）を加える。

2 実施期日

令和7年4月1日

「配偶者」の定義拡大

戸籍上の性が同一であるが「結婚に相当する関係」とであると認められる場合、以下の制度において、対象となる社員のパートナー（以下、「パートナー」という）を「配偶者」の定義に加え、制度利用を可能とする。

1 内容

（１）配偶者の定義

パートナーについて、配偶者の続柄に準じて扱う。

（２）対象となる制度

- ①介護休職
- ②配偶者帯同休職
- ③結婚休暇
- ④忌引休暇
- ⑤介護休暇
- ⑥別居手当
- ⑦結婚祝金等（福祉会から給付されるものも含む）
- ⑧社宅利用
- ⑨赴任旅費
- ⑩社員家族証明書

2 実施期日

令和7年7月1日

遺体等処置時の報労金（大型動物）の金額見直し

遺体等処置時の報労金（大型動物）の金額を、以下のとおり見直す。

1 内容

遺体等処置時の報労金（大型動物）を1頭あたり2,000円とする。

2 実施期日

令和6年10月1日

家族用社宅への宅配BOX新設

家族用社宅の設備について、以下のとおりとする。

1 内容

家族用社宅（今後廃止を予定している社宅や、入居率が著しく低い、あるいは入居者が特に少ない社宅等は除く）に宅配BOXを新設する。

2 実施期日

令和6年10月1日以降、準備でき次第設置する。

一般住宅補給金の支給対象拡大

一般住宅補給金の支給対象について、以下のとおり拡大する。

1 内容

単身赴任中の社員等の家族が、一般住宅補給金の支給対象である賃貸住宅から別の賃貸住宅に転居した場合においても引き続き支給対象とする。

2 実施期日

令和7年4月1日

転勤に伴う移転費用の見直し

転勤に伴う移転費用について、以下のとおり変更する。

1 内容

居住中の社宅・寮から通勤可能な職場へ転勤となった場合で、職場最寄りの社宅・寮への転居が認められた場合の移転費用を会社負担とする。

2 実施期日

令和7年4月1日

R 6 年度 協約改訂

R 6 年 9 月
人事部勤労課

目次

01 協約等の改訂に関する事項

- ・フレックスタイム制の拡大
- ・移転休暇の分割付与
- ・看護休暇の対象拡大

02 制度等の改正に関する事項

- ・「配偶者」の定義拡大
- ・遺休等処置時の報労金金額見直し
- ・家族用社宅への宅配BOX新設
- ・一般住宅補給金の支給対象拡大
- ・転勤に伴う移転費用の見直し

01 協約等の改訂に関する事項



フレックスタイム制の拡大 R7.7.1～

▶ フレキシブルタイムの拡大(5:00～7:00)

	現行	改正
フレキシブルタイム	7:00～22:00	5:00～22:00

▶ 以下の箇所にフレックスタイム制を適用

	現行	改正
新幹線鉄道事業本部 車両部車両課 浜松駐在	フレックス 対象外	フレックス 適用
防災センター		



移転休暇の分割付与 R7.10.1～

▶ 取得日数を「連続2日」から「2日」へ

	現行	改正
日数	2日	2日
分割取得	不可	可



看護休暇の対象拡大 R7.10.1～

▶ 対象範囲と取得事由の拡大

	現行	改正
対象となる子の範囲	小学校就学の始期まで	小学校3年生終了まで
取得事由	病気・けが、 予防接種、健康診断	病気・けが、 予防接種、健康診断 ＋ 感染症に伴う学校閉鎖等、 入園（入学）式、卒園式

02 制度等の改正に関する事項



「配偶者」の定義拡大 R7.7.1～

▶ 同性パートナーを有する社員に対し、 配偶者同様の制度を利用可能に

	内容	現行	改正
休職・休暇	・介護休職 ・配偶者帯同休職 ・結婚休暇 ・育児休暇 ・介護休暇	異性婚のみ	・異性婚 ＋ ・同性パートナー
手当・厚生	・別居手当 ・結婚祝金等 ・社宅利用		
旅費・他	・赴任旅費 ・社員家族証明書		



遺体等処置時の報労金(大型動物)の 金額見直し R6.10.1～

▶ 遺体等処置時の報労金(大型動物)の 増額

	現行	改正
遺体等処置時の報労金 (大型動物)	1頭あたり 1,000円	1頭あたり 2,000円

02 制度等の改正に関する事項



家族用社宅への宅配BOX新設

R6.10.1以降
随時新設

- ▶ 家族用社宅(※)に宅配BOXを新設



イメージ画像

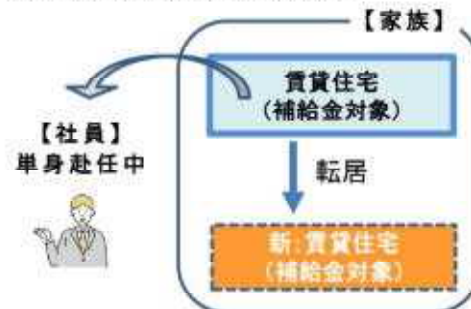
※今後廃止を予定している社宅や、入居率が著しく低い、
入居者数が特に少ない社宅等は除く。



一般住宅補給金の支給対象拡大

R7.4.1より

- ▶ 単身赴任中に家族が新しい賃貸住宅に
転居しても継続して支給対象に



02 制度等の改正に関する事項



転勤に伴う移転費用の見直し

R7.4.1より

- ▶ 居住中の社宅・寮から通勤可能圏内の新職場に転勤となった場合で、
新職場により近い社宅・寮への移転が認められた場合、移転費用は会社負担

